

教育委員会定例会（2月）会議録

日 時 平成27年2月23日（月） 10時00分～12時20分

場 所 本庁舎3階 301会議室

出席委員 永田 見生（委員長）
半田 利通（委員）
岡部 千鶴（委員）
日野 佳弘（委員）
白水 美弥子（委員）
堤 正則（委員、教育長）

事務局 野田 秀樹（市民文化部長） 大津 秀明（教育部長）
窪田 俊哉（教育部次長） 竹村 政高（市民文化部次長）
桑野 洋志（教育部学校教育改革担当次長） 三谷 孝子（教育センター所長）
井上 隆夫（生涯学習推進課長） 道井 清太（体育スポーツ課長）
大久保 隆（学校教育課長） 福島 光宏（学校保健課長）
眞崎 宗明（学校施設課長） 井上 正史（人権・同和教育課長）
園井 正隆（文化財保護課長） 上野 順也（学校教育課学務主幹）
石橋 康秀（教職員課長） 西田 正典（学校教育課指導主幹）
竹上 克己（田主丸事務所長） 古賀 弘憲（北野事務所長）
田中 秀幸（城島事務所所長） 西村 信二（文化振興課長）
杉山 和敏（中央図書館館長）

議案

- 第5号議案 訴訟上の和解の専決処分について
- 第6号議案 久留米市職員表彰条例等の一部を改正する条例
- 第7号議案 久留米市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例及び久留米市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例
- 第8号議案 平成26年度教育費3月補正予算について
- 第9号議案 平成27年度教育費予算について
- 第10号議案 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について

協議事項

- (1) 地域学校協議会委員の選任方法の見直しについて

議案

委員長：ただいまから、「久留米市教育委員会2月定例会」を開会いたします。「第5号議案 訴訟上の和解の専決処分について」事務局より説明をお願いします。

第5号議案 訴訟上の和解の専決処分について

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より第5号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

全委員：(特になし)

委員長：皆様、ご異議がないようですので、第5号議案を原案のとおり承認いたします。次に「第6号議案 久留米市職員表彰条例等の一部を改正する条例」と「第7号議案 久留米市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例及び久留米市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例」は、教育委員会制度の見直しに伴い、関係の条例を改正するものです。関連が深いので一括して説明をお願いします。

第6号議案 久留米市職員表彰条例等の一部を改正する条例について

第7号議案 久留米市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例及び久留米市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例について

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より6号議案と7号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

全委員：(特になし)

委員長：皆様、ご異議がないようですので、6号議案、7号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第8号議案 平成26年度教育費3月補正予算について」事務局より説明をお願いします。

第8号議案 平成26年度教育費3月補正予算について

事務局：《議案概要説明》

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より第8号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

A委員：「MICE」という言葉が使われていますが、これは何の略語でしょうか。

事務局：会議の Meeting、企業等が行う研修旅行の Incentive Travel、学会、国際会議の Convention、展示会、イベント Event の頭文字をとった造語で、多くの集客が見込まれるビジネスイベントの総称として使われる言葉です。

A委員：それは後ほどの市民文化部の予算案や編成方針にでてくるのでしょうか。

事務局：もともと27年度の当初予算で予定していましたが、今回、26年度3月補正となりましたので、この場で説明させていただいています。

B委員：「MICE」は久留米市の造語ですか、それとも業界の造語ですか。

事務局：久留米市だけではなく、全国的に観光も含めた大きな呼び込みという意味で「MICE」という言葉は使われています。

委員長：久留米市の総合計画の会議の中でも、その言葉がでてきていました。

A委員：今後この言葉は市民文化部の重点施策の中で、色々と使われていく言葉ですか。個別の取組を包括した言葉となるのでしょうか。

事務局：現在、久留米市の中でもこの言葉を使っているのは市民文化部と観光国際課や、企業誘致の関係です。観光だけではなく、企業的な意味で多くの集客でお金も落としてもらう

という意味になります。この委員会の所管ではありませんが、今後シティプラザが開館していく際にもこの言葉を活用していくことになります。今後、この言葉で全てを総称するかどうかというのは未定です。今回は事業名としてこの言葉を使っています。

委員長：何でも含めた催し物という意味ですね。他に質問はありますか。

全委員：(特になし)

委員長：皆様、ご異議がないようですので、8号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第9号議案 平成27年度教育費予算について」事務局より説明をお願いします。

第9号議案 平成27年度教育費予算について

事務局：《議案概要説明》

事務局：《議案概要説明》

A委員：コミュニティスクール推進事業ですが、この事業は特色ある学校づくりについての交付金を交付するという内容のようですが、具体的には、今後、どのような内容を学校に投げかけて、企画してもらうつもりなのか、こういったものにだったら交付金を出すとか、こういったものには交付金は出さないとか、その辺りを具体的に教えて下さい。もう一点が、議案9-資料16の中に「石橋美術館事業」と新規で出ていますが、議案9-資料18の重点項目の資料には出てきていないのはどうしてでしょうか。

事務局：まず、断りとしてですが、このコミュニティスクール推進事業というのは全くの新規事業ではありません。今までは生き生きスクール事業として、平成11年度から15年に渡って行ってきており、その趣旨は、地域に開かれた学校づくりを各学校の状況に応じて行うための交付金を交付するというものでした。児童生徒の数に応じて交付する部分と、独自の取組の提案を受けて審査するという部分とで行ってまいりました。この事業の中で地域学校協議会の運営に関する費用も支出していました。今後は地域と学校が連携して、協働で教育課題の解決に取り組むことが、より重要になってくると思います。そのため、より強力な支援を行ってくために、既存の事業をコミュニティスクール推進事業として中身を拡充したものです。交付金の使途としては、地域の伝統行事への参加であるとか、独自の取組、例えば生き物に触れたりですとか、植物を育てたりですとか、そういった活動は今後も継続して交付金の対象として支援していきますが、新たな内容としては、各学校の教育課題について、学校だけの取組ではなくて地域と家庭と連携して取り組んでいくことができるように枠を拡大していこうと考えています。例えば学習習慣定着支援事業のボランティアを拡充したいという場合や、様々な学校行事の中に地域から人的支援や物的支援を行いたい場合とか、地域の運動会と学校の運動会を一緒に行っている場合もありますが、そういった事業についても今後は交付金の対象にしていきたいと思います。

事務局：本来であれば石橋美術館の事業については議案の資料としては除外しておくべきでしたが、そのまま記載してしまっております。教育委員会の所管の重点事業としては議案9-資料18の内容が正しい内容となっております。石橋美術館事業やシティプラザ事業については教育委員会の議案の資料としては外しておくべきだったと思います。しかし、石橋美術館の事業については前回の教育委員会で質問がありましたので、報告事項のその他の中で概要について報告させていただきたいと思います。

委員長：その他、質問はありますか。

全委員：(特になし)

委員長：皆様、ご異議がないようですので、9号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第10号議案 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について」事務局より説明をお願いします。

第10号議案 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より第10号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

全委員：(特になし)

委員長：皆様、ご異議がないようですので、10号議案を原案のとおり承認いたします。次に、協議事項について事務局より説明をお願いします。

協議事項

(1) 地域学校協議会委員の選任方法の見直しについて

事務局：《概要説明》

A委員：教育長の専決事項とするということは、教育委員会の議案として今後はあがってこないということでしょうか。

事務局：はい。教育長で決定し、議案としてはあがってこないということになります。

A委員：地域学校協議会委員の選出の区分が住民代表、保護者代表、教員代表となっておりますが、各学校のメンバーを議案で見る時に、ほとんどが関係者だけというか、PTAの役員の方で常日頃話し合っている方や、元校長、元PTA会長という方が多く、関係者だけで構成されているように思います。もう少し区分を見直すか、選出する際に配慮していただきたいと思います。教育長の専決になるとそういった要望を申し上げる機会が無くなるのではという残念な気がします。選定方法の変更については異論ありませんが、選定するにあたっては耳に痛いことを言ってくれる人についても委員として選任するぐらいの協議会であってほしいと思います。

事務局：委員のご指摘の趣旨は活動を充実していく上で、必要なことだと思っています。住民代表は「校区内にお住まいの方」としていますので、その点で幅広く選出することができます。また、「原則として」と書いていますので、これ以外の区分からも校長が必要と思うならば選出することができます。今は特定の団体に推薦依頼をして、推薦されてきた人物を委員に任命するという方法をとっている学校が多いです。議論を活発にするために、もっと他の視点から任命することはできないかということを、学校に伝えていきたいと思います。また、地域学校協議会へのご意見につきましては、委員の選任議案として議案は出てきませんが、地域学校協議会の活動内容については、今後も引き続き定期的に報告していきたいと思いますので、その際には、また教育委員の皆さまの意見をいただければと思っています。

委員長：その他、質問はありますか。

全委員：(特になし)

委員長：次に報告事項にうつります。

4. 報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 久留米スポーツセンター体育館等一体的改築について
- (3) 北筑後地区公共図書館等協議会広域利用協定に基づく広域利用について
- (4) 第2期久留米市教育改革プランの概要と進捗状況について
- (5) 通学区域審議会への諮問に対する最終答申について
- (6) 南筑高等学校修学旅行について
- (7) 石橋美術館基本方針について